

(様式1)

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年7月10日

要望団体名：一般国道107号(大船渡・遠野間)整備促進並びに(仮称)大船渡内陸道路高規格化
実現期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 一般国道107号白石峠区間改良整備の早期着工	白石峠区間については、令和4年度に「白石峠工区」として事業化し、令和7年度は、道路及び橋梁詳細設計、トンネル設備設計、用地測量を行う予定です。引き続き、早期着工に向けて、整備推進に努めていきます。	A
2 (仮称)大船渡内陸道路の早期計画策定	県では、令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」の中で、国道107号の大船渡市と宮守インターチェンジ間を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で(仮称)大船渡内陸道路を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 (仮称)大船渡内陸道路については、引き続き、全国的な高規格道路ネットワークにおける必要性の検討と併せて、おおまかなルートや道路構造等の調査の熟度を高めていきます。	C
3 一般国道107号未改良区間の整備の早期事業化(荷沢峠)	一般国道107号の未改良区間については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類